

生産農家の皆様へ

ポジティブリスト制度が5月29日より施行されます

安全で安心な農産物の生産を徹底しましょう！

★農薬の使用において、生産者が必ず守らなければならない事項（使用方法）

農薬の使用方法はラベルに記載されている事項を正しく守ることが大原則です。

農薬の適正使用を徹底する。

農薬使用基準 食用農作物において使用する場合には、農薬が基準値等を超える事がないように特に次ぎの点に注意する。

- ☆ その農薬に登録のある作物だけに使用する。（作物グループ、作物種類名等あり。例えば果樹類、野菜類、なばな類他）
- ☆ その農薬の使用について、定められた濃度・使用量を超えない事。
- ☆ その農薬の登録で定められた使用時期を遵守する。（収穫前の使用禁止期間を厳守する。）
- ☆ その農薬の登録された作物での使用総合計の回数を超えないこと。（農薬の名称は多くあるので成分名で回数を数える。）

農薬の適正使用：農作物、人畜、その他へ危被害を生ずることのないように農薬使用者の責務、努力義務等を周知徹底する。

★農薬のドリフト防止対策（散布上）

農薬散布についてはこれまで以上に注意する。

風等気象要因、散布機具、農薬の種類、剤型等

★農薬使用周辺作物等立地条件の確認と対策（栽培面）

作物の種類、収穫時期、耕種的回避対策など

★生産履歴記帳、防除日誌の記帳（検証）

農作物栽培管理、防除管理について記録する。

特に農薬の使用については作物、圃場毎、薬剤名、使用濃度、散布量、散布月日その他を記帳する。

